

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳 情 個 審 答 申 第 2 3 号)

平 成 3 0 年 2 月 2 0 日

徳情個審答申第23号

平成30年2月20日

徳島市水道事業管理者

水道局長 山口 啓三 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 豊永寛二

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第2号の
規定に基づく諮問について（答申）

平成29年12月7日付徳水発第454号により徳島市水道事業管理者から
諮問のありました電子計算機の結合に関する基準（案）の件について、次のと
おり答申します。

結論

電子計算機の結合に関する基準の案自体については特段の問題は認められ
ない。

ただし、案に基づき作成される個人情報保護評価書の記載事項、特に個人
情報ファイル取扱事務の概要や個人情報保護措置等については、具体的な対
策を明確に記載することを求める。

< 参考 >

(審 査 会 の 経 過)

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成 29 年 1 2 月 7 日	実施機関から諮問書を受理。
平成 30 年 2 月 2 日 (29年度第 7 回審査会)	電子計算機の結合に関する基準案の内容説明及び 質疑応答を行った。
平成 30 年 2 月 20 日 (29年度第 8 回審査会)	答申案の検討を行った。